

職員研修施設に関する調査

[資料]

資料 1	「職員研修施設に関する調査」に係る調査対象研修施設	1
資料 2	財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）＜抜粋＞	2
資料 3	国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の報告書 （平成 19 年 6 月 15 日、平成 20 年 6 月 12 日）	3
資料 4	研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの	4
資料 5	民間宿泊施設に宿泊する場合との費用比較の考え方 民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設 （平成 21 年度）	5
資料 6	体育施設を廃止等することが可能とみられるもの	6
資料 7	独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの	7
資料 8	府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの	7
資料 9	研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの	7
資料 10	一般競争契約等の競争性の高い方式へ移行する必要があるとみられるもの	8
資料 11	研修対象以外の受講者を受け入れている研修施設における費用の徴収状況	9
資料 12	「研修施設の廃止、縮小等」において指摘した研修施設に係る主な資産の国有財産 台帳価格	10

資料 1

「職員研修施設に関する調査」に係る調査対象研修施設

府省名	研修施設名	支所等含む 施設数
内閣府	経済社会総合研究所経済研修所	1
	沖縄総合事務局研修所	1
警察庁	警察大学校	1
	科学警察研究所法科学研修所	1
	皇宮警察本部皇宮警察学校	1
	管区警察学校	7
総務省 (消防庁)	自治大学校	1
	情報通信政策研究所	1
	統計研修所	1
法務省 (公安調査庁)	法務総合研究所	10
	矯正研修所	9
外務省	公安調査庁研修所	1
財務省 (国税庁)	外務省研修所	2
	財務総合政策研究所	14
	会計センター	1
	税関研修所	11
厚生労働省	税務大学校	13
	白金台分室	1
	国立保健医療科学院	1
	国立児童自立支援施設児童自立支援専門員養成所	2
農林水産省 (林野庁)	秩父学園附属保護指導員養成所	1
	国立障害者リハビリテーションセンター学院	1
	植物防疫所研修センター	1
	農林水産研修所	3
経済産業省	地方農政局土地改良技術事務所	7
	森林技術総合研修所	2
国土交通省 (気象庁) (海上保安庁)	経済産業研修所	1
	国土技術政策総合研究所研修センター	1
	国土交通大学校	2
	航空保安大学校	2
	地方整備局技術事務所	8
	北海道開発局研修センター	1
環境省	気象大学校	1
	海上保安大学校	1
	海上保安学校	3
防衛省	環境調査研修所	1
	水鳥救護研修センター	1
防衛省	防衛大学校	1
	防衛医科大学校	1
	防衛研究所	1
12府省	41研修所	121施設

(注) 表中の網掛けを施した25研修所(85施設)は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の2に基づいて設置されている文教研修施設を示す。

資料 2

財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）〈抜粋〉

II. 具体的な取組

上記の基本的な考え方に立ち、財政健全化に向けて、下記の具体的な取組を行っていくこととする。

その際、以下の点に留意する。

- ① 政府は、新成長戦略の目標とする経済成長率を達成するために全力を尽くす。一方、財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべきである。そうすることにより、財政健全化の道筋の信頼性を高めるとともに、もし高い経済成長が実現すれば、財政収支の更なる改善という大きな果実を国民は手にすることができる。
- ② 財政運営は、常に、客観的な経済見通し及び経済・財政の展望を踏まえつつ、当面及び中長期の経済運営と一体的・整合的に行っていくことが必要である。過去、過度に硬直的な財政再建計画は結果的に頓挫^{とんざ}してきた。こうした轍^{てつ}を踏むことのないよう、財政健全化への取組は、景気変動に対する柔軟性を有するべきである。
- ③ 最近、ギリシャ等において財政不安が著しく高まるなど、公的債務のリスクに対する内外の市場の目は厳しさを増している。我が国の財政運営に対する市場の信託を確保するため、財政健全化への取組は正直であることを第一とし、国の会計間の資金移転、赤字の付け替え等に安易に依存した財政運営は厳に慎む。また、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、財政規律に対する政府の強い意思を内外に向けて発信する必要がある。

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(4) 歳出見直しの基本原則

特別会計を含む全ての歳出分野における事務及び事業について、その内容及び性質に応じ、必要性、執行の効率性等の観点から不断の見直しを行うことにより、歳出の無駄の排除を徹底し、思い切った予算の組替えを行う。

歳出の無駄の排除に資するため、事務及び事業の執行状況の的確な把握及び開示により、執行状況の透明性の確保を図る。

(注) 下線は当省が付した。

国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の報告書

○ 国有財産の有効活用に関する報告書のポイント（平成19年6月15日）＜抜粋＞

1 検討経過

- (1) 庁舎・宿舍について、売却・有効活用を進める観点から、徹底的に見直し
 (2) 23区内339件全ての庁舎について、民間有識者が、現地視察や省庁・民間ヒアリング含め、精力的に議論
 (3) 23区外の宿舍についても、各財務局に民間有識者会議を設置し、検討
 ⇒「有効活用の基本方針」を策定
 (略)

4 各種庁舎、会議室、研修所、倉庫

- (1) 有効活用されていないものは廃止（35か所）
 例：五反田共用会議所（内閣法制局）
 千鳥ヶ淵（三番町共用会議所等）は公園化
 (2) 省庁別を改め、集約化（31か所）
 例：共同研修所（西ヶ原）、共同倉庫（大井）
 税務署と法務局出張所などの合築（王子）

○ 国有財産の有効活用に関する報告書（平成19年6月15日）＜抜粋＞

I 東京23区内の庁舎について

3. 霞が関以外にある23区内の庁舎の有効活用策について
 (2) 主要庁舎以外の庁舎

官署名【所在地】	移転候補地
国家公務員研修センター【文京区】 総務省統計研修所【若松町】 総務省統計研修所生徒宿舍【世田谷区】 財務本省研修所【新宿区】 厚生労働本省庁舎白金台分室（研修機能部分）【港区】	西ヶ原（共同研修所。農林水産省西ヶ原分室等敷地）
食料消費技術研修館庁舎【江東区】	八王子（農林水産研修所敷地）

(略)

西ヶ原に整備する研修所については共同研修所とし、各省が共用することにより、施設の効率的な運用を図る。

○ 東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（平成20年6月12日）＜抜粋＞

I 東京23区外の庁舎について

2. 検討結果

(4) 分室・会議室・研修所等の廃止

庁舎名	所在地	省庁名
土地改良技術事務所研修施設合宿舍	宮城県仙台市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舍	石川県金沢市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舍	愛知県名古屋市	農林水産省
大亀谷合宿所	京都府京都市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舍	岡山県岡山市	農林水産省
土地改良技術事務所合宿舍	熊本県熊本市	農林水産省
研修プール	福岡県北九州市	財務省

横浜地区庁舎の移転・再配置のイメージ

官署名	移転候補地
植物防疫所研修センター	横浜地区新庁舎

(注) 1 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議の資料に基づき当省が作成した。
 2 下線は当省が付した。

研修施設を廃止、縮小等することが可能とみられるもの

事例	改善の方向性	府省名	研修施設名	施設規模	稼働率 (平成21年度)	事例の概要
1	研修施設の廃止が可能	内閣府	沖縄総合事務局研修所	敷地: 6,168㎡ 教室定員: 60人 宿泊定員: 37人	施設全体: 15.3% 教室平均: 9.1% 宿泊施設: 4.6%	○沖縄総合事務局職員を対象とした研修施設。名護市に設置 ○稼働率が極めて低調であり、沖縄総合事務局内の研修室で代替可能
2		厚生労働省	白金台分室	敷地: 950㎡ 教室定員: 200人	施設全体: 16.5% 教室平均: 13.8%	○厚生労働省職員を対象とした研修施設。港区白金台に設置 ○稼働率が極めて低調であり、仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の方が、当該施設の年間の維持管理費等よりも3,618千円割安
3	研修施設の規模・機能の縮小が可能	農林水産省	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	敷地: 406,108㎡	施設全体: 55.4%	○農林水産省、都道府県等の職員を対象とした農業機械操作等の研修を実施 ○広大な敷地(40ha)を保有しているものの、少なくとも11haが未利用 ○多数の施設を設置しているものの、未利用の施設あり ○計画した研修のうち4割弱は受講者が集まらず未実施 ○実施された研修のうち、特定の者の要請に応じて実施されているなど設置目的外の研修が全体の半分以上
4		厚生労働省	秩父学園附属保護指導職員養成所(研修棟、宿舍棟)	敷地: 91,394㎡ (施設全体) 教室定員: 234人 宿泊定員: 30人	施設全体: 26.0% 教室平均: 7.9% 宿泊施設: 14.3%	○知的障害児の保護及び指導に当たる職員等を対象とした研修施設 ○稼働率が低調であり、仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の方が、当該施設の年間の維持管理費等よりも1,718千円割安 ○障害児の入所施設の在り方が見直され、当該学園において新たな施設が必要となることが想定。研修施設を新たに必要となる施設の用途に変更
5	研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用を行うなどにより、研修施設の廃止、規模の縮小又は有効活用等が可能	総務省	情報通信政策研究所	敷地: 14,546㎡ 教室定員: 143人 宿泊定員: 78人	施設全体: 57.0% 教室平均: 10.4% 宿泊施設: 18.3%	○旧郵政省関係職員を対象とした研修施設(平成16年度竣工) ○教室、宿泊施設の稼働率が低調であり、非効率な状況 ○研修を実施するに当たって、設置する必要性の乏しい体育館、テニスコートを設置(研修での利用はなし) ○民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、宿泊施設を維持管理する方が国費の支出が割高
			統計研修所	敷地: 24,276㎡ (総務省第二庁舎全体) 教室定員: 165人 宿泊定員: 38人	施設全体: 51.2% 教室平均: 18.6% 宿泊施設: 7.7%	○国家公務員・地方公務員を対象とした統計知識・手法等の研修を実施 ○教室、宿泊施設の稼働率が低調であり、非効率な状況 ○北区西ヶ原に建設予定の共同研修所(平成26年度完成予定)への移転計画あり ○国の予算の効率的・効果的な執行を図る観点から、情報通信政策研究所への移転と共同研修所への移転に要する経費等について総合的に比較検討することが必要
6		法務省	法務総合研究所札幌支所 法務総合研究所仙台支所 法務総合研究所名古屋支所 法務総合研究所福岡支所	敷地: 2,728㎡ 教室定員: 140人 宿泊定員: 44人 敷地: 3,198㎡ 教室定員: 150人 宿泊定員: 60人 敷地: 4,398㎡ 教室定員: 105人 宿泊定員: 54人 敷地: 4,979㎡ 教室定員: 120人 宿泊定員: 74人	施設全体: 16.9% 教室平均: 4.2% 宿泊施設: 11.4% 施設全体: 20.7% 教室平均: 6.9% 宿泊施設: 9.2% 施設全体: 54.5% 教室平均: 21.0% 宿泊施設: 35.9% 施設全体: 32.6% 教室平均: 12.1% 宿泊施設: 18.0%	○法務省職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)を対象とした研修施設 ○事務及び予算の効率的な実施・執行を図る観点から、研修を特定の支所に集約して実施。研修を集約することにより、稼働率が低調となっている支所あり ○札幌支所においては、仮に民間の貸会議室を借用して研修を実施した場合に要する費用の方が、当該施設の年間の維持管理費等よりも34,595千円割安 ○研修を実施するに当たって、設置する必要性の乏しい体育館、テニスコートを設置 ○民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、宿泊施設を維持管理する方が国費の支出が割高(札幌、仙台、名古屋) ○研修の集約化を推進するとともに、省内の他の研修機関との研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用が必要
7		農林水産省	農林水産研修所本所 農林水産研修所つくば館	敷地: 16,699㎡ 教室定員: 347人 宿泊定員: 200人 敷地: 2,188㎡ 教室定員: 100人	施設全体: 69.4% 教室平均: 14.5% 宿泊施設: 18.9% 施設全体: 50.0% 教室平均: 16.6%	○農林水産省職員を対象とした研修施設 ○教室、宿泊施設の稼働率が低調であり、非効率な状況 ○研修を実施するに当たって、設置する必要性の乏しいグラウンド、テニスコートを設置(研修での利用はなし) ○同一府省の研修施設が約600m圏内に所在しているほか、同一ブロック内に複数の研修施設が所在しており、研修施設の共同利用による府省内での一体的な運用が必要 ○主に地方公共団体等職員を対象とした農業等の普及指導員の研修を実施 ○教室の稼働率が低調であり、非効率な状況 ○実施されている研修のほとんどが座学形式で、他の施設でも実施可能
8		国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター 関東地方整備局関東技術事務所 国土交通大学校小平本校 国土交通大学校柏研修センター	敷地: 10,014㎡ 教室定員: 98人 宿泊定員: 38人 敷地: 1,044㎡ 教室定員: 72人 宿泊定員: 48人 敷地: 61,920㎡ 教室定員: 1,146人 宿泊定員: 352人 敷地: 37,828㎡ 教室定員: 416人 宿泊定員: 170人	施設全体: 40.1% 教室平均: 11.8% 宿泊施設: 15.6% 施設全体: 46.3% 教室平均: 23.1% 宿泊施設: 20.0% 施設全体: 97.9% 教室平均: 37.1% 宿泊施設: 38.9% 施設全体: 74.8% 教室平均: 30.1% 宿泊施設: 34.3%	○国土交通省職員を対象とした運輸行政(航空・港湾整備)に関する研修を実施 ○研修を実施するに当たって、設置する必要性の乏しいテニスコートを設置(研修での利用はなし) ○稼働率が低調であり、非効率な状況 ○実施されている研修は、近隣の庁舎や国土交通大学校等でも実施可能であり、財務省の予算執行調査(平成20年度)においても、将来的に当該施設を廃止し、近接する庁舎や国土交通大学校を活用すべきと指摘 ○関東地方整備局職員を対象とした研修施設 ○稼働率が低調であり、非効率な状況 ○実施されている研修のうち座学や演習形式の研修は他の施設でも実施可能 ○国土交通省職員等を対象とした主に建設行政に係る研修を実施 ○研修を実施するに当たって、設置する必要性の乏しい体育館及びテニスコートを設置 ○施設を効率的に稼働する余地があり、省内の非効率な状況となっている研修施設との共同利用による府省内での一体的な運用が必要 ○国土交通省職員等を対象とした主に運輸行政に係る研修を実施 ○研修を実施するに当たって、設置する必要性の乏しい体育館及びテニスコートを設置 ○施設を効率的に稼働する余地があり、省内の非効率な状況となっている研修施設との共同利用による府省内での一体的な運用が必要
9	研修以外の機能が移転可能となった場合は廃止が必要	環境省	水鳥救護研修センター	敷地: 992㎡ 教室定員: 30人	施設全体: 2.5% 教室平均: 2.5%	○国際条約に基づく研修・危機管理機能を有する施設であり、都道府県職員等を対象とした油污染事故で負傷した水鳥(油污染鳥)の救護手法等の研修を実施 ○年間の研修実施日数が6日と極めて低調であり、実施方法を見直すことにより、他の施設でも研修実施が可能 ○危機管理施設(油污染鳥の治療・リハビリの二次処理施設)としては、施設竣工以後、油污染事故が発生しておらず、実績なし。当該施設以外にも、全国には油污染鳥の受入れ対応可能な救護施設が所在

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「施設全体の稼働率」は、年間の研修実施可能日数(242日)に対する、研修施設が研修で利用された日数の割合である。

3 「教室平均稼働率」は、年間の研修実施可能日数(242日)に対する、研修施設の各教室が研修で使用された日数を平均した日数の割合である。

4 「宿泊施設の稼働率」は、年間の延べ宿泊可能人数(宿泊定員×宿泊可能日数(186日))に対する、年間の延べ宿泊人数の割合である。

○ 民間宿泊施設に宿泊する場合との費用比較の考え方

研修参加の際に宿泊する場合の一泊当たりの日額旅費については、国の機関が所有する宿泊施設に宿泊する場合は2,080円、民間宿泊施設に宿泊する場合は5,910円が支給されるのが基本である。

このため、研修の受講者一人一泊当たりの維持管理経費等が両者の差額である3,830円を上回る場合は、民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高となる。

国の機関が所有する宿泊施設に宿泊する場合

日額旅費2,080円

一人一泊当たりの維持管理経費等

差額3,830円

国費の支出が割高となる額

民間宿泊施設に宿泊する場合

日額旅費5,910円

民間宿泊施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設(平成21年度)

(単位:円、人日)

府省名	研修施設名	宿泊施設の維持管理経費(A)	宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額(B)	延べ宿泊者数(C)	一人一泊当たりの維持管理経費等(A+B)÷(C)	備考
内閣府	沖縄総合事務局研修所	20,031,461	1,313,039	1,888	11,305	
総務省	情報通信政策研究所	17,110,008	9,061,562	4,166	6,282	
法務省	法務総合研究所札幌支所	16,693,170	9,994,375	1,824	14,631	
	法務総合研究所仙台支所	6,046,702	1,212,135	1,448	5,013	
	法務総合研究所名古屋支所	23,183,400	14,327,386	6,489	5,781	
財務省	財務総合政策研究所南九州研修支所九州財務局分室	2,599,566	110,050	126	21,505	注6
農林水産省	東北農政局土地改良技術事務所	714,000	1,083,782	393	4,575	注6
	関東農政局土地改良技術事務所	2,410,000	978,423	435	7,789	
	北陸農政局土地改良技術事務所	2,011,000	635,662	420	6,302	注6
	東海農政局土地改良技術事務所	1,009,000	857,202	121	15,423	注6
	近畿農政局土地改良技術事務所	1,072,312	1,098,349	145	14,970	注6
	中国四国農政局土地改良技術事務所	1,369,000	1,224,574	197	13,165	注6
	九州農政局土地改良技術事務所	3,740,000	741,113	387	11,579	注6
経済産業省	経済産業研修所	46,425,835	16,726,835	11,668	5,412	
国土交通省	北海道開発局研修センター	14,561,696	5,432,361	2,312	8,648	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成21年度における一人一泊当たりの宿泊施設の維持管理経費等と国の機関が所有する施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費の合計金額が、民間宿泊施設に宿泊する場合に支給される一泊当たりの旅費よりも割高となっているものを記載している。

なお、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により、国の機関が所有する宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費2,080円、民間宿泊施設を利用する30日未満の旅行行程の場合に支給している日額旅費5,910円を基本とし、各府省の旅費規程等に基づき算出している。

3 「宿泊施設の維持管理経費」は、平成21年度における宿泊施設の維持管理に要した光熱水料、警備費、清掃費等をいう。なお、宿泊施設の維持管理経費がその他の施設・設備と一体となっている場合は、宿泊施設部分を按分している。

4 「宿泊施設の取得額等を耐用年数で除した額」は、宿泊施設の取得額、模様替等による価格増の合計額を耐用年数(47年)で除した額を示している。

5 「延べ宿泊者数」は、平成21年度における当該宿泊施設の延べ宿泊者数(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に宿泊している者も含む。)を示している。

6 宿泊施設を廃止することが決定又は計画されているもの。

体育施設を廃止等することが可能とみられるもの

(単位:日、%)

府省名	研修施設名	設置体育施設	研修での稼働状況			備考	
			研修での 利用可能 日数(A)	利用日数 (B)	稼働率 (B÷A) ×100		
内閣府	沖縄総合事務局研修所	テニスコート	242	0	0.0		
		プール	190	0	0.0		
総務省	情報通信政策研究所	体育館	242	0	0.0		
		テニスコート	242	0	0.0		
法務省	法務総合研究所札幌支所	体育館	242	1	0.4		
	法務総合研究所仙台支所	体育館	242	4	1.7		
	法務総合研究所名古屋支所	体育館	242	6	2.5		
	法務総合研究所福岡支所	テニスコート	242	0	0.0		
財務省 (国税庁)	税務大学校札幌研修所	体育館	242	2	0.8	体育施設の廃止が決定されている。	
		グラウンド	242	1	0.4		
		テニスコート	242	0	0.0		
	税務大学校仙台研修所	体育館	242	3	1.2	体育施設の廃止が決定されている。	
		グラウンド	242	3	1.2		
		テニスコート	242	3	1.2		
	税務大学校広島研修所	グラウンド	242	3	1.2	体育施設の廃止が決定されている。	
		テニスコート	242	2	0.8		
		バレーコート	242	1	0.4		
		バスケットコート	242	1	0.4		
農林水産省	農林水産研修所	多目的コート	242	0	0.0		
		テニスコート	242	0	0.0		
	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	グラウンド	242	0	0.0		
林野庁	森林技術総合研修所	テニスコート	242	0	0.0		
経済産業省	経済産業研修所	体育館	—	—	—	平成21年度は、耐震改修工事のため使用不可であったが、グラウンド及びテニスコートは研修での利用予定はない。	
		グラウンド	—	—	—		
		テニスコート	—	—	—		
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	テニスコート	242	0	0.0		
	国土交通大学校	体育館	242	11	4.5		
		テニスコート	242	11	4.5		
	国土交通大学校柏研修センター	体育館	242	1	0.4		グラウンドは雨水調整池を兼ねている。
		グラウンド	242	0	0.0		
		テニスコート	242	0	0.0		
	航空保安大学校岩沼研修センター	体育館	242	24	9.9		
テニスコート		242	24	9.9			
北海道開発局研修センター	体育館	242	6	2.5			
	グラウンド	242	2	0.8			
	テニスコート	242	0	0.0			
環境省	環境調査研修所	グラウンド	242	0	0.0		
		テニスコート	242	0	0.0		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 研修の入所式や修了式、受講者の健康維持による課外での利用等は、「利用日数」から除いている。

資料 7

独立した研修コースとして実施する必要性が乏しいもの

府省名	研修施設名	事例の概要
内閣府	沖縄総合事務局研修所	単身赴任者のために、調理実習やウォーキングなど、業務に直接関係しない内容の研修を実施
〔説明〕 <p>沖縄総合事務局研修所では、単身赴任者を対象として、健康管理を目的とした「単身赴任者研修」を実施しており、その内容は、調理実習やウォーキングなどとなっている。この研修については、①職員の健康管理に関する啓発や注意喚起を行うことは必要であるものの、具体的な取組は職員個人が勤務時間以外の場面で行うものであり、勤務時間内に職務命令により健康管理の方法（調理実習やウォーキング）を具体的に指導する必要性は乏しいと考えられ、また、②他の研修施設において同様の研修を実施している例はなく、沖縄への単身赴任者に限って、国が研修費用を負担して勤務時間を費やしてこのような研修を実施する必要性は乏しいと考えられる。</p>		

（注）当省の調査結果による。

資料 8

府省内の複数の研修機関で重複した内容の研修を実施しているもの

府省名	研修施設名	事例の概要
国土交通省	国土交通大学校と地方整備局	同じ職務経験を有する職員を対象として実施する階層別研修を、省内の複数の研修施設それぞれにおいて実施
〔説明〕 <p>国土交通大学校で策定している研修体系において、地方支分部局で実施することとされている「初任係長（地方ブロック）」研修について、地方運輸局と地方整備局が別個に実施している。</p> <p>このことについては、①同じく研修体系において地方支分部局で実施することとされている「新規採用職員（9ブロック）」研修は地方運輸局と地方整備局が合同で実施していること、②本省職員を対象とした「初任係長（本省）」研修は建設行政関係部局及び運輸行政関係部局が合同で研修を実施していること等を踏まえ、実施方法の見直しを図ることが必要であると考えられる。</p> <p>（注）国土交通大学校は、小平本校及び柏研修センターから構成され、小平本校の専門課程においては主に建設行政に係る研修を、柏研修センターの専門課程においては主に運輸行政（港湾・空港を除く。）に係る研修をそれぞれ実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小平本校：昭和32年4月に建設研修所（建設省の附属機関）が発足。その後、昭和40年9月に建設大学校に改組。平成13年1月の中央省庁再編に伴い、運輸研修所と統合されて、本校となっている。 柏研修センター：昭和45年5月に運輸研修所（運輸省の附属機関）が発足。その後、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、建設大学校と統合されて、国土交通大学校柏研修センターとなっている。 		

（注）当省の調査結果による。

資料 9

研修の在り方を見直す必要があるとみられるもの

府省名	研修施設名	事例の概要
農林水産省	農林水産研修所つくば館水戸ほ場	未実施の研修があり、かつ、研修施設の本来の設置目的外の研修を実施
〔説明〕 <p>農林水産研修所つくば館水戸ほ場（以下「水戸ほ場」という。）では、農林水産省職員、都道府県、市町村及び農業団体の職員等を対象に農業機械の操作等の実技を伴う研修を実施している。これらの研修については、①平成21年度に実施を計画していたものの希望者がおらず実施できなかった研修コースが約4割あること、②研修の内容をみると、水戸ほ場で国が直接行う必要性が低いものがみられ、また、日本国内で水戸ほ場だけとしている設備を使用した研修は4コース4日間（施設利用率1.7%）のみとなっていること等から、これらの研修については、需要を的確に把握するとともに、研修コースや研修内容等を点検し、抜本的な見直しを行う必要があると考えられる。</p> <p>なお、水戸ほ場で実施している農業後継者の育成の支援を目的とした特別研修については、当該研修を実施することとする具体的な基準等はなく、近隣の専門学校等一部の特定の者からの要請に応じて実施しており、研修施設の本来の設置目的外のものとなっていることから、廃止する必要があると考えられる。</p>		

（注）当省の調査結果による。

資料 10

一般競争契約等の競争性の高い方式へ移行する必要があるとみられるもの

府省名	研修施設名	事例の概要
厚生労働省	国立保健医療科学院	宿泊施設の運営管理について、永年にわたり所管公益法人と随意契約している。
〔説明〕 <p>厚生労働省国立保健医療科学院（以下「学院」という。）は、保健医療事業、生活衛生、社会福祉事業に関係する職員等に対する教育訓練事業を行っており、長期研修のための寄宿舍を所有しているが、当該寄宿舍の運営管理については財団法人公衆衛生振興会（以下「振興会」という。）と委託契約（注）を締結し振興会に委託している。</p> <p>（注） 振興会は、学院の宿泊施設を運営することを主たる目的として設立された公益法人であり、振興会が受講者から宿泊料を徴収し、その料金で運営する内容の委託契約を永年にわたり随意契約で締結している。平成 20 年度の宿泊料収入は 48,183 千円となっている。</p> <p>平成 14 年 4 月に学院が現在の所在地に移転して以降、1 年ごとに委託契約の更新を行っているが、入札公募などを行わず自動更新しており、事実上、振興会が独占的に受注している状態であるため、厚生労働省は当該施設の運営管理業務について、公募による国有財産の有償の使用許可等へ移行する余地があると考えられる。</p>		
府省名	研修施設名	事例の概要
農林水産省	関東地方農政局土地改良技術事務所	清掃業務について、庁舎及び宿泊施設のそれぞれで少額随意契約を締結している。
〔説明〕 <p>関東農政局土地改良技術事務所（以下「技術事務所」という。）は、研修のための宿泊施設と技術事務所職員の職員宿舎が一体となった施設（以下「宿泊等施設」という。）を技術事務所に隣接して設置しているが、技術事務所庁舎及び宿泊等施設について、別々に清掃業務のための請負契約を随意契約で締結している（平成 21 年度の契約金額の総額 3,114 千円）。これらは役務の内容が同じであるため、一括発注することで一般競争入札に付すことが可能と考えられる。</p>		

（注） 当省の調査結果による。

研修対象以外の受講者を受け入れている研修施設における費用の徴収状況

(単位：人、円)

府省名	研修施設名	研修対象者			左記以外の者		
		研修対象者に係る根拠規程	根拠規程に規定されている者	受講者数	主な受講者	受講者数	左記以外の者からの費用の徴収状況
内閣府	沖縄総合事務局研修所	沖縄総合事務局組織規則第2条	沖縄総合事務局の職員	142	地方公共団体職員、独立行政法人職員	60	×
総務省	統計研修所	総務省組織令第131条第1項第2号	国家公務員及び地方公務員	833	独立行政法人職員、政府関係機関職員等	52	×
国土交通省	国土技術政策総合研究所研修センター	国土交通省組織令第193条第1項第3号	国土交通省の職員	521	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	85	△ (574,980)
	航空保安大学校	国土交通省組織令第204条第1項	航空保安業務に従事する国土交通省の職員	333	空港管理会社社員	6	×
	航空保安大学校岩沼研修センター	国土交通省組織令第204条	航空保安業務に従事する国土交通省の職員	646	空港管理会社社員	5	×
	東北地方整備局東北技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	東北地方整備局の職員	846	地方公共団体職員	38	×
	関東地方整備局関東技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	関東地方整備局の職員	993	地方公共団体職員	93	×
	北陸地方整備局北陸技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	北陸地方整備局の職員	545	地方公共団体職員	15	×
	中部地方整備局中部技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	中部地方整備局の職員	715	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	26	×
	近畿地方整備局近畿技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	近畿地方整備局の職員	722	地方公共団体職員、独立行政法人職員等	749	×
	中国地方整備局中国技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	中国地方整備局の職員	415	地方公共団体職員	23	×
	四国地方整備局四国技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	四国地方整備局の職員	546	地方公共団体職員、独立行政法人職員	52	×
	九州地方整備局九州技術事務所	地方整備局組織規則第140条、別表第4	九州地方整備局の職員	1,391	地方公共団体職員、独立行政法人職員	59	×
	北海道開発局研修センター	北海道開発局組織規則第20条	北海道開発局の職員	1,663	地方公共団体職員、独立行政法人職員	59	×
防衛省	防衛大学校	防衛省設置法第15条第1項、第2項、第3項	幹部自衛官となるべき者、留学生	1,830	技術研究関係企業社員等	5	○ (2,760,000)
	防衛研究所	防衛省組織令第44条第2項、第3項	幹部自衛官その他の幹部職員、留学生等	118	安全保障関係企業社員等	16	○ (2,484,000)
4府省16研修施設(100%)		/			費用徴収をしている研修施設数及び割合(%) (○)		2(12.5%)
					一部費用徴収をしていない研修施設数及び割合(%) (△)		1(6.3%)
					費用徴収をしていない研修施設数及び割合(%) (×)		13(81.3%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「左記以外の者」欄の受講者数は他府省の職員を除いている。

3 「左記以外の者からの費用の徴収状況」欄には、費用を徴収しているものには「○」印を、一部徴収をしていないものには「△」印を、徴収をしていないものには「×」印をそれぞれ記載している。

なお、()内は、年間徴収金額を示している。

資料12

「研修施設の廃止、縮小等」において指摘した研修施設に係る主な資産の国有財産台帳価格

(単位：千円)

府省名	項・細目 国有財産台帳価格 研修施設名	指摘項・細目					左記で指摘した部分の主な資産 (国有財産台帳価格)				
		1 (1) 研修施設 を廃止、縮小 等することが 可能とみられ るもの		1 (2) 宿泊 施設を廃 止等する ことが可 能とみら れるもの		1 (3) 体育 施設を廃 止等する ことが可 能とみら れるもの	土地	建物	合計		
		ア	イ	ウ	エ						
内閣府	沖縄総合事務局研修所	○				○	○	217,613	162,635	380,248	
総務省	情報通信政策研究所			○		○	○	4,435,390	1,708,572	6,143,962	
	統計研修所							1,407,542	137,413	1,544,955	
法務省	法務総合研究所札幌支所					○	○	165,294	604,655	769,949	
	法務総合研究所仙台支所			○		○	○	204,948	488,025	692,973	
	法務総合研究所名古屋支所					○	○	589,169	461,648	1,050,817	
	法務総合研究所福岡支所						○	368,217	296,232	664,449	
財務省	財務総合政策研究所南九州 研修支所九州財務局分室					○		167,247	27,004	194,251	
	税務大学校札幌研修所						○	1,084,578	28,304	1,112,882	
	税務大学校仙台研修所						○	387,618	37,495	425,113	
	税務大学校広島研修所						○	1,071,897	0	1,071,897	
厚生労働省	厚生労働省白金台分室	○						470,245	67,271	537,516	
	秩父学園附属保護指導職員 養成所(研修棟、宿舎棟)		○					132,223	260,808	393,031	
農林水産省	農林水産研修所						○	656,699	150,245	806,944	
	農林水産研修所つくば館							46,624	356,920	403,544	
	農林水産研修所つくば館水 戸ほ場		○				○	188,999	193,097	382,096	
	東北農政局土地改良技術事 務所					○		70,813	18,723	89,536	
	関東農政局土地改良技術事 務所					○		53,601	25,533	79,134	
	北陸農政局土地改良技術事 務所			○		○		49,823	14,728	64,551	
	東海農政局土地改良技術事 務所					○		75,105	15,718	90,823	
	近畿農政局土地改良技術事 務所					○		54,477	23,499	77,976	
	中国四国農政局土地改良技 術事務所					○		56,903	21,874	78,777	
	九州農政局土地改良技術事 務所					○		76,367	12,901	89,268	
	森林技術総合研修所						○	71,629	0	71,629	
経済産業省	経済産業研修所					○	○	1,901,239	20,691	1,921,930	
国土交通省	国土技術政策総合研究所研 修センター						○	630,920	241,800	872,720	
	国土交通大学校						○	9,055,826	4,419,057	13,474,883	
	国土交通大学校柏研修セン ター						○	3,658,428	1,584,290	5,242,718	
	航空保安大学校岩沼研修セ ンター			○			○	4,289	25,587	29,876	
	東北地方整備局東北技術事 務所						○	59,541	0	59,541	
	関東地方整備局関東技術事 務所							94,158	82,835	176,993	
	北海道開発局研修センター					○	○	170,793	338,658	509,451	
環境省	環境調査研修所						○	453,575	0	453,575	
	水鳥救護研修センター			○				—	43,709	43,709	
9府省	19研修所34施設							合計	28,131,790	11,869,927	40,001,717

(注) 1 当省の調査結果による。

2 研修施設の廃止、縮小等を指摘した19研修所34施設は、施設全体の28.1%である。

<参考> 全研修施設の主な資産の合計額に対する指摘した部分の割合

(単位：千円、%)

区 分	土地	建物	合計
全研修施設(121研修施設)の主な資産の合計 (a)	259,711,338	121,350,255	381,061,593
廃止、縮小等を指摘した研修施設の主な資産の合計 (b)	28,131,790	11,869,927	40,001,717
上記の合計額に対する指摘した部分の割合 (b/a×100)	10.8	9.8	10.5